

## 介護職員等特定処遇改善

### ①提供サービスの内容において新加算の取得状況

- ・算定する加算の区分

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

- ・賃金改善を行う方法

介護福祉士の資格を有し、勤続年数 10 年以上の経験を有している者を「経験・技能のある介護職員」とし、3 年以上経験の有する介護職員全員を「他の介護職員」その他の方を「その他の職員」とする。

「経験・技能のある介護職員」の内 1 名については、年間総支給額が 440 万円を超えるように引き上げ、この 1 名を含む「経験・技能のある介護職員」で平均 30,000 円程度支給する。

「他の介護職員」については月額平均 6,000 円程度支給する。

介護職員等特定処遇改善加算が見込額より増額された場合は、賞与（一時金）として支給する。

### ②従業者に関する情報において、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

- ・資質の向上

働きながら資格取得を目指す者に対する支援や、事業所が必要と認める資格取得・研修会参加に関する全ての費用を負担します。

- ・労働環境・処遇の改善

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等を導入しています。

- ・その他

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、高年齢者）の人事制度を確立しており、合わせて勤務シフトの配慮、短時間非正規職員の採用を行っています。